

保育料の試算方法

- ・保育料は、保育の必要量及び児童のクラス年齢毎に、世帯の区市町村民税所得割額を基に算定した階層により決定します。
- ・階層区分の算定に使用する区市町村民税所得割額とは、**税額控除前の区市町村民税額所得割額から調整控除のみを控除した額**です。
調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除)は適用しません。
- ・指定都市(横浜市、川崎市等)で住民税が決定されている場合は、税源移譲により変更される前の税率(6パーセント)を用いて区市町村民税所得割額を算出し、保育料を決定します。
- ・海外収入のある方や大使館職員等は、年間の収入額が分かる資料(給与証明書等)を基に、区市町村民税所得割相当額を算出し、保育料を決定します。
- ・算定は、4月から8月分までは前年度の区市町村民税額、9月から3月分までは当年度の区市町村民税額により行います。

保育料納付月	算定根拠となる区市町村民税
4月から8月分	前年度の区市町村民税所得割額
9月から3月分	当年度の区市町村民税所得割額

※税額変更等があった場合は階層が異なる場合があります。
決定した保育料については、**保育料決定通知書**でご確認ください。

保育料の算定に使用する区市町村民税所得割額の見方

1. 会社員等(区民税が給与天引きの方)

住民税が給与から天引きとなっている方は、毎年5月または6月ごろに勤務先を通じて「特別徴収税額通知書(納税義務者用)」が配布されます。
※会社員の方でも、特別徴収ではなく普通徴収となっている場合があります。徴収方法については、勤務先にご確認ください。
※特別徴収と普通徴収の両方に該当する方は、2ページをご覧ください。
※通知書の書式は、市区町村によって異なります。

「**税額控除前所得割額④**」を区民税所得割額として保育料をご確認ください。
実際の保育料算定では、「**税額控除前所得割額④**」の金額から税額控除として1,500円以上の調整控除額(扶養人数や収入等により調整控除額は変動します。なお、合計所得が2,500万円を超える方は調整控除の対象となりません。)を控除しますが、概ねの保育料は試算できます。

保護者毎の特別区民税の所得割額を合算し、保育料(利用者負担額)階層表にあてはめてください。実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。

令和3年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

令和3年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

税額控除前所得割額④	納付額
税額控除額⑤	6月分
所得割額⑥	7月分
均等割額⑦	8月分
税額控除前所得割額④	9月分
税額控除額⑤	10月分
均等割額⑦	11月分
所得割額⑥	12月分
均等割額⑦	1月分
特別徴収税額⑧	2月分
控除不足額⑨	3月分
既前付額⑩	4月分
既前付額(⑩-⑧-⑨,00)	5月分
変更前税額⑪	
増減額(⑩-⑪)	
変更月	

区民税
都民税

税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	

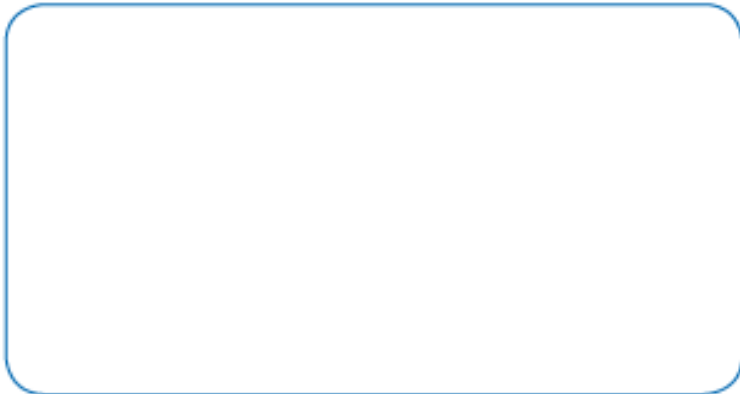
問合せ先 目黒区民生部税務課 (直通) 03-5722-9820~9825
 ◀再欄からゆくり開けてください。(必ずご本人ががして、内容をご確認ください)▶

2. 自営業等(区民税を自身で納付する方)

毎年6月に区が送付する「特別区民税・都民税 税額決定納税通知書」の「(4)合計税額」の欄をご覧ください。

保育料を確認する区民税所得割額は、「所得割合計額(A)－調整控除(B)」となります。

保護者毎の特別区民税の所得割額を合算し、保育料(利用者負担額)階層表にあてはめてください。実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。



特別区民税・都民税 税額決定納税通知書
(RESIDENT'S TAX NOTICE FOR)
あなたの税額を次のとおり決定しましたので通知します。

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に目黒区長に対して審査請求をすることができます。

この処分取消しを求め訴える訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に目黒区を被告として(訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。)提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先

通知書番号	
問い合わせ番号	

年 税 額	円
給与特別徴収税額	円
公的年金特別徴収税額	円
普通徴収税額	円

口座振替による納付の場合

期 別						金融機関名
納 期 限						口座種別
税 額	円	円	円	円	円	口座番号
充 当 額	円	円	円	円	円	口座名義人
納 付 済 額	円	円	円	円	円	振替方法
充 当 後 納 付 額	円	円	円	円	円	

(個人情報保護のため口座番号の一部を消してあります。)

(1) 所得金額の内訳 (単位:円)

収入	給与収入				
	公的年金収入				
総合課税所得					
	総所得合計				
分離					
	繰越損失				
合計所得					

(3) 課税標準額 (単位:円)

総所得				

(4) 合計税額 (単位:円)

	区 民 税	都 民 税		
所得割合計額	A			
調整控除	B			
差引所得割額				
均等割額				
合計				

(2) 所得控除の内訳 (単位:円)

--	--	--	--	--

年 税 額				
-------	--	--	--	--

3. 課税証明書を発行される方

「特別徴収税額通知書(納税義務者用)」又は「特別区民税・都民税 税額決定納税通知書」を紛失された場合、再発行はしていません。
 紛失された方、または、非課税の方の場合は、その替わりの書類として、特別区民税・都民税 課税(非課税)証明書(有料)を発行して確認することができます。
 詳しくは、目黒区ホームページでご確認ください。

保育料を確認する区民税所得割額は、「税額控除前所得割(A)－調整控除(B)」となります。

保護者毎の特別区民税の所得割額を合算し、保育料(利用者負担額)階層表にあてはめてください。実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。

令和 3年度 (令和 2年分)

特別区民税・都民税 課税証明書

賦課期日住所	東京都目黒区上目黒2丁目19番15号
氏名	目黒 花子

令和 2年中の所得の内訳

所得の内訳	所得金額	控除の内訳	所得控除額	扶養該当		税額の内訳	税額控除額	
給与収入額	¥0	社会保険料控除	¥180,000	同一生計配偶者	無	税額控除前所得割	A ¥30,420	
公的年金等収入額	¥2,300,000	生命保険料控除	¥70,000			調整控除	B ¥1,500	
公的年金所得	¥1,200,000	地震保険料控除	¥12,500	扶養	特 定	0人	区民税	
分離長期譲渡所得(一般)	¥100,000	基礎控除	¥430,000		老 人	0人		
以下余白		以下余白			(内同居老親等)	0人		
				障 害	一 般	0人	都民税	
					普通障害	0人		
					特別障害	0人	所得割額	¥28,900
					(内同居)	0人	均等割額	¥3,500
				16歳未満扶養親族	0人	税額控除前所得割	¥20,280	
				本人該当		調整控除	¥1,000	
				特別障害	無			
				普通障害	無			
				寡婦	無			
総所得金額	¥1,200,000			ひとり親	無	所得割額	¥19,200	
総所得金額等	¥1,300,000			勤労学生	無	均等割額	¥1,500	
合計所得金額	¥1,300,000	所得控除合計額	¥692,500			合計税額	¥53,100	

分離長期譲渡(一般)特別控除額 ¥100,000円
 分離長期譲渡(一般)特別控除後の額 ¥0円
 課税標準額 総合分: 507,000円 分離分: 0円

納税額	*****
未納額	*****
未納額の内納期限未到来の額	*****

上記のとおり証明します。

令和 3年 5月27日

目黒区長

青木 英



4. 源泉徴収票や給与証明書等からの区民税の算定と保育料の確認

源泉徴収票や給与証明書等では、保育料の試算に必要な区民税所得割額を確認することはできません。そのため、税額シミュレーションを活用して保育料の試算に必要な区民税所得割額をご確認ください。

目黒区 特別区民税・都民税 シミュレーション
https://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/meguro_top.html

お手元に源泉徴収票をご用意いただいたうえで、ご確認ください。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)					
		(個人番号)					
		(役職名)					
		氏名	(フリガナ)				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数		
有	従有	老人	特定	その他	特別	その他	人
円	円	円	円	円	円	円	円
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額			
円		円	円	円			
(摘要)							
生命保険料の内訳	新生命保険料	旧生命保険料	介護医療保険料	新個人年金保険料	旧個人年金保険料		
円	円	円	円	円	円		

税額試算

住宅借入金等特別控除額は、保育料では控除しないため、入力しないでください。

必要な項目をすべて入力したうえで、「税額計算」をクリックすれば保育料の試算に必要な区民税所得割額が確認できます。保育料を確認する際の参考資料としてご利用ください。

《注意》

源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい区民税額は算定されません。

※課税されている方は、保護者毎の税額を合算して保育料は算定されます。

※上記は大まかな保育料金額を把握する方法となります。そのため、実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。